

特定保健指導利用規程

(目的)

第1条 この規程は、シャープ健康保険組合（以下「組合」という）の被保険者及び被扶養者が、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)に基づく特定健康診査及び特定保健指導を受けることにより、生活習慣病の早期発見と疾病予防および積極的な健康づくりに努めることを目的とする。

(実施医療機関)

第2条 この特定保健指導の実施機関は組合若しくは組合が委託した業者に限る。

(資格)

第3条 この特定保健指導を受けられるのは、次の通りとする。

- (1) 実施年度末時点で40歳以上74歳以下の、強制被保険者（従業員）
- (2) 実施年度末時点で40歳以上74歳以下の、任意継続および特例退職被保険者
- (3) 実施年度末時点で40歳以上74歳以下の、被扶養者である家族

(指導の内容)

第4条 特定保健指導の内容は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）に定められたものとする。

(利用手続き)

第5条 組合は、特定保健指導対象者に対し、組合もしくは委託業者より、特定保健指導の案内を行う。対象者の参加意思を確認後、特定保健指導を実施する。

(費用負担)

第6条 組合は特定保健指導に要する費用の負担について次のとおりとする。

2. 組合は特定保健指導に要する費用の負担額について、各年度の事業計画において決定する。
3. 特定保健指導に要する費用が組合の負担額を超えた場合には自己負担とする。

(利用の制限)

第7条 特定保健指導対象者が資格を喪失したときは、特定保健指導を中止する。

2. 組合若しくは委託業者は、特定保健指導実施前に資格確認をおこなう。
3. 資格喪失後に、特定保健指導を受けたときは、その費用は被保険者が負担するものとする。

附 則 この規程は、平成31年4月1日から施行する。